第150回定時株主総会
招集ご通知

日時　平成28年６月23日(木曜日)　午前10時

場所　福島県福島市万世町２番５号
当行本店　地下大ホール
(末尾の「第150回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株式会社 福 島 銀 行

証券コード：8562

○目　次

第150回定時株主総会招集ご通知 …… 1

添付書類

第150期事業報告

1. 当行の現況に関する事項 …… 4
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項 …… 13
3. 社外役員に関する事項 …… 15
4. 当行の株式に関する事項 …… 17
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 18
6. 会計監査人に関する事項 …… 18
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 19
8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況 …… 19
9. 特定完全子会社に関する事項 …… 19
10. 親会社等との間の取引に関する事項 …… 19
11. 会計参与に関する事項 …… 19
12. その他 …… 19

第150期計算書類

貸借対照表 …… 20
損益計算書 …… 21
株主資本等変動計算書 …… 22

第150期連結計算書類

連結貸借対照表 …… 23
連結損益計算書 …… 24
連結株主資本等変動計算書 …… 25

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本 …… 26
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 …… 27
監査役会の監査報告書謄本 …… 28

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件 …… 29
第2号議案　取締役8名選任の件 …… 30
第3号議案　監査役2名選任の件 …… 36

インターネットによる議決権行使のご案内 …… 38

(証券コード8562)
平成28年６月３日

株　主　各　位

福島県福島市万世町２番５号
株式会社 福 島 銀 行
取締役社長　森　川　英　治

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　福島県福島市万世町２番５号
　当行本店　地下大ホール
3. **目 的 事 項**

報告事項
1. 第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4. **議決権の行使についてのご案内**

(1) **書面（郵送）による議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) **インターネットによる議決権行使の場合**

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（38頁から39頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) **重複行使の取扱い**

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(http://www.fukushimabank.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「8．業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」並びに個別注記表及び連結注記表につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukushimabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類又は連結計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類等の一部であります。

◎　当日は軽装にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

（金融経済環境）

当期におけるわが国経済は、一部の企業収益や設備投資に底堅さはあるものの、新興国を中心として海外経済の減速感の強まりや金融市場の不安定な動きから、景気の先行き不透明感が拡大し足踏みの状態にあります。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、生産活動の一部に弱い動きがみられるものの、復興関連需要により公共投資や住宅投資が堅調に推移し、雇用環境の改善などを背景に個人消費も緩やかに持ち直しており、全体としては緩やかな回復基調を持続しております。

（事業の経過及び成果）

こうした金融経済環境のなか、当行は「真面目にがんばっている人を真面目に応援する　真面目な銀行　― ウォーム・マネーの福島銀行 ― 」を目指す姿とした中期経営計画「ふくぎん　本気（マジ）宣言Ⅱ」(平成27年４月～平成30年３月）を策定し、様々な取組みを行いました。

新規創業支援の強化を目的に、営業支援部内に「創業支援チーム」を新設しました。新たな企業創出に向け、「創業支援セミナー」や女性向けの「プチ起業カフェ」を県内各地で合計37回開催し、395名の新規創業を目指す方に参加していただきました。当期中に受講者の中から９名の方が創業しております。

福島創生の一環として、倒産等の経験があり福島県内で再チャレンジする人を対象として投資ファンド「福活ファンド」を８月に設立しました。当期末時点で総エントリー数45件、平成28年３月に第１号投資案件を実行しました。

店頭におけるお客様サービスの抜本的改善を目指して、約１年間の検討・試行期間を経て、店頭窓口での手続きを原則３分以内に処理する「お客様をお待たせしない窓口」の体制を確立しました。

社会貢献活動については、季節毎の10大イベントや子供向けのワークショップ、シニアのお客様向けの「活き活き健康教室」などを開催し、年間約7,000名のお客様にご参加いただきました。

地域社会への貢献のために、７月から全役職員がボランティア活動に参加するという取組みをスタートさせました。開始から９か月間で延べ1,223人の社員がボランティア活動に参加しました。

こうした取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、前期末比10,889百万円増加し、712,572百万円となりました。これは主に、東日本大震災に関連した資金の流入の継続や復興需要に伴う手元資金の増加等によるものです。

貸出金は、前期末比20,726百万円増加し、496,407百万円となりました。これは主に、地公体向け貸出の増加に加え、消費者ローンを中心とした個人向け貸出が増加したことによるものです。

有価証券は、前期末比74,310百万円減少し、162,195百万円となりました。これは主に、金利低下を受けて国内債券への投資を抑制したことに加え、外債型投資信託をリスク量削減を目的に売却したことによるものです。

損益面につきましては、経常収益は、前期比434百万円減少し、15,990百万円となりました。これは主に、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したこと及び有価証券利息配当金（主に保有投資信託の解約益及び収益分配金）が減少したことによるものです。

一方経常費用は、前期比1,060百万円増加し、12,999百万円となりました。これは主に、預金利息や社債利息は減少したものの、国債等債券償還損（保有投資信託の解約損）が増加したことによるものです。

これらの結果、経常利益は、前期比1,495百万円減少し、2,991百万円となりました。また、当期純利益は、前期比952百万円減少し、2,345百万円となりました。

（対処すべき課題）

当行は、平成27年度から平成29年度までの中期経営計画「ふくぎん　本気（マジ）宣言Ⅱ」を推進しております。平成28年度は計画２年目として主要課題である「顧客・地域支援力の強化」、「顧客・地域を強力に支援するための基盤・能力・収益力の強化」について、具体的な取組みを継続してまいります。

これらの主要課題による基本方針は、次のとおりです。

「顧客・地域支援力の強化」

○人が生き生きと暮らす福島を創る

○企業活動が活発に行われる福島を創る

「顧客・地域を強力に支援するための基盤・能力・収益力の強化」

○顧客満足度の向上

○優れたサービスをより多くの皆様に享受していただくための顧客数拡大

○高い志を持ち、顧客・地域の要請に応える能力を持った行員の育成

これらにより、地域の発展に貢献するため、地域の皆様の課題解決に向けて本気で取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金		6,151	6,439	6,614	6,723
	定期性預金	3,409	3,375	3,419	3,444
	その他	2,742	3,063	3,195	3,278
貸出金		4,536	4,686	4,756	4,964
	個人向け	1,584	1,600	1,635	1,663
	中小企業向け	1,879	1,852	1,828	1,803
	その他	1,072	1,234	1,293	1,497
商品有価証券		0	1	1	0
有価証券		2,094	2,210	2,365	1,621
	国債	1,134	1,124	955	559
	その他	959	1,086	1,410	1,062
総資産		6,938	7,279	7,639	7,752
内国為替取扱高		17,649	18,484	19,058	18,568
外国為替取扱高		百万ドル 46	百万ドル 47	百万ドル 30	百万ドル 25
経常利益		百万円 2,582	百万円 3,335	百万円 4,486	百万円 2,991
当期純利益		百万円 1,797	百万円 2,457	百万円 3,298	百万円 2,345
1株当たり当期純利益		7円82銭	10円69銭	14円35銭	10円20銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考)
企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	156	158	183	179
経常利益	26	36	46	33
親会社株主に帰属する当期純利益	18	27	34	26
包括利益	43	26	49	1
純資産額	261	284	331	330
総資産	6,959	7,304	7,664	7,780

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) **使用人の状況**

	当年度末	前年度末
使用人数	552人	549人
平均年齢	41年５月	41年５月
平均勤続年数	18年１月	18年１月
平均給与月額	353千円	361千円

(注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、３月中の税込み平均給与月額であります。

(4) **営業所等の状況**

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
福島県	50店 うち出張所（5）	50店 うち出張所（5）
宮城県	1（0）	1（0）
栃木県	1（0）	1（0）
茨城県	1（0）	1（0）
埼玉県	1（0）	1（0）
合計	54（5）	54（5）

（注）上記のほか、当年度末において、ローンプラザを３ヵ所（福島、郡山、いわき）、東京事務所（東京都中央区）及び店舗外現金自動設備93ヵ所（前年度末94ヵ所）を設置しております。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

ハ．当年度廃止営業所

該当ありません。

（注）当年度において、店舗外現金自動設備を１ヵ所廃止いたしました。

大玉村役場共同ＡＴＭコーナー　（安達郡大玉村）

ニ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) **設備投資の状況**

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	146

ロ．重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) **重要な親会社及び子会社等の状況**

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社ふくぎんリース	福島県福島市万世町2番5号	リース業務	昭和57年7月1日	10百万円	100.00%	―
株式会社福島カードサービス	福島県福島市万世町2番5号	クレジットカード業務及び信用保証業務	平成元年5月12日	105百万円	56.45%	―
株式会社東北バンキングシステムズ	山形県山形市清住町二丁目7番1号	コンピューター関連業務	平成7年12月12日	25百万円	65.83%	―
福活ファンド投資事業有限責任組合	福島県福島市万世町2番5号	投資業務	平成27年8月5日	65百万円	―%	―

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等４社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は3,338百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,688百万円となりました。
4. 持分法適用関連会社であった株式会社東北バンキングシステムズは、平成27年６月29日付で自己株式を取得した結果、当行の議決権比率が過半数を超えたため、連結対象子会社としております。また、福活ファンド投資事業有限責任組合は、平成27年８月５日付設立し、連結対象子会社としております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む)、信用組合134組合（全信組連を含む)、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称ＣＡＦＩＳ）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職	その他
森　川　英　治	取締役社長（代表取締役）	―	―
久　能　敏　光	常務取締役（代表取締役） 業務本部長	―	―
齋　藤　郁　雄	取締役 事務本部長	―	―
佐　藤　明　則	取締役 企画本部長	―	―
高　野　俊　哉	取締役 営業本部長	―	―
纐　纈　　晃	取締役（社外取締役）	―	―
吉　原　和　子	常勤監査役	―	―
櫻　井　文　雄	常勤監査役	―	―
相　良　勝　利	監査役（社外監査役）	―	―
新　開　文　雄	監査役（社外監査役）	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士	―
（当年度中に退任した役員）			
紺　野　邦　武	取締役会長（平成27年６月23日 退任）		
和　知　　昭	専務取締役（平成27年６月23日 退任）		

（注）当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

（参考）当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職	その他
吉　田　直　人	執 行 役 員 郡山営業部長	―	―
稲　村　　修	執 行 役 員 本店営業部長	―	―

(2) 会社役員に対する報酬等

支給額の年間実績（平成27年４月から平成28年３月まで）

区　　分	支給人数	報酬等の支給額
取　締　役 （うち社外取締役）	８名 （１名）	年87百万円 （年６百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	年28百万円 （年４百万円）
合　計	12名	年116百万円

（注）1. 上記支給人数と報酬等の支給額には、平成27年６月23日開催の第149回定時株主総会の日をもって退任した取締役２名が含まれております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額（第125回定時株主総会決議）
取締役　月額　2,250万円以内
監査役　月額　　700万円以内
3. 上記支給額のほか、平成22年６月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役２名に対して92百万円を支給しております。
4. 上記支給額のほか、平成22年６月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給決議に基づき、役員退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、監査役１名に対して１百万円（うち社外監査役１名１百万円）となる予定であります。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
監査役　新開　文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士

（注）弁護士法人新開法律事務所と当行の間に利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役　纐纈　　晃	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と幅広い見地からの発言を行っております。
監査役　相良　勝利	7年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中19回に出席、また、当期中に開催した監査役会22回中21回に出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。
監査役　新開　文雄	4年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中18回に出席、また、当期中に開催した監査役会22回中21回に出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	3名	10	―

(注) 支給人数3名の内訳は、社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数
普通株式　900,000千株
Ａ種優先株式　900,000千株
発行済株式の総数
普通株式　230,000千株（自己株式209,141株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式　15,132名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	24,657千株	10.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,250	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,877	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,888	2.12
福島銀行従業員持株会	4,555	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,080	1.77
株式会社アラジン	3,931	1.71
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,752	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,601	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,507	1.09

（注）1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) **事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等**

該当ありません。

(2) **事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等**

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) **会計監査人の状況**

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　牧野あや子 指定有限責任社員　菅　　博雄	54	基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価

(注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 上記報酬には、基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価の報酬１百万円を含んでおります。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は54百万円であります。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) **責任限定契約**

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukushimabank. co.jp/）に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第150期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	89,582	預金	672,366
現金	8,880	当座預金	9,342
預け金	80,701	普通預金	310,075
コールローン	10,000	貯蓄預金	2,784
商品有価証券	78	通知預金	1,656
商品国債	3	定期預金	334,370
商品地方債	74	定期積金	10,117
金銭の信託	3,127	その他の預金	4,019
有価証券	162,195	譲渡性預金	40,206
国債	55,920	借用金	22,600
地方債	5,425	借入金	22,600
社債	49,661	社債	3,000
株式	5,729	その他負債	2,104
その他の証券	45,457	未決済為替借	60
貸出金	496,407	未払法人税等	22
割引手形	1,265	未払費用	714
手形貸付	35,885	前受収益	206
証書貸付	372,203	従業員預り金	24
当座貸越	87,053	給付補填備金	3
外国為替	299	資産除去債務	34
外国他店預け	299	その他の負債	1,038
買入外国為替	0	賞与引当金	180
その他資産	4,449	退職給付引当金	1,653
未決済為替貸	49	役員退職慰労引当金	7
未収収益	563	睡眠預金払戻損失引当金	148
金融派生商品	19	再評価に係る繰延税金負債	702
その他の資産	3,817	支払承諾	469
有形固定資産	10,926	負債の部合計	743,438
建物	4,452	（純資産の部）	
土地	6,088	資本金	18,127
その他の有形固定資産	386	資本剰余金	1,228
無形固定資産	459	その他資本剰余金	1,228
ソフトウェア	354	利益剰余金	10,701
その他の無形固定資産	104	利益準備金	230
繰延税金資産	1,241	その他利益剰余金	10,471
支払承諾見返	469	別途積立金	5,500
貸倒引当金	△ 3,976	繰越利益剰余金	4,971
		自己株式	△ 17
		株主資本合計	30,039
		その他有価証券評価差額金	1,106
		土地再評価差額金	674
		評価・換算差額等合計	1,781
		純資産の部合計	31,821
資産の部合計	775,259	負債及び純資産の部合計	775,259

第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,990
資金運用収益	10,138	
貸出金利息	7,139	
有価証券利息配当金	2,926	
コールローン利息	5	
預け金利息	67	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,886	
受入為替手数料	488	
その他の役務収益	1,398	
その他業務収益	1,113	
外国為替売買益	9	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,102	
その他経常収益	2,851	
貸倒引当金戻入益	281	
償却債権取立益	366	
株式等売却益	1,680	
その他の経常収益	132	
経常費用	390	12,999
資金調達費用	497	
預金利息	379	
譲渡性預金利息	42	
借用金利息	22	
社債利息	52	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	1,078	
支払為替手数料	121	
その他の役務費用	957	
その他業務費用	1,998	
国債等債券償還損	1,950	
国債等債券売却損	48	
営業経費	8,780	
その他経常費用	644	
貸倒引当金繰入額	196	
株式等売却損	212	
その他の経常費用	234	
経常利益		2,991
特別利益		81
固定資産処分益	81	
特別損失		155
固定資産処分損失	99	
減損損失	55	
税引前当期純利益		2,917
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	509	
法人税等合計		571
当期純利益		2,345

第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,127	1,228	1,228	161	2,500	6,023	8,684
当期変動額							
剰余金の配当						△344	△344
利益準備金の積立				69		△69	—
別途積立金の積立					3,000	△3,000	—
当期純利益						2,345	2,345
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						15	15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	69	3,000	△1,052	2,016
当期末残高	18,127	1,228	1,228	230	5,500	4,971	10,701

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△16	28,024	3,597	652	4,250	32,275
当期変動額						
剰余金の配当		△344				△344
利益準備金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		2,345				2,345
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		15				15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,491	21	△2,469	△2,469
当期変動額合計	△0	2,015	△2,491	21	△2,469	△454
当期末残高	△17	30,039	1,106	674	1,781	31,821

第150期末（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	89,867	預金	671,922
コールローン及び買入手形	10,000	譲渡性預金	40,206
商品有価証券	78	借用金	23,325
金銭の信託	3,127	社債	3,000
有価証券	161,607	その他負債	2,687
貸出金	494,876	賞与引当金	199
外国為替	299	退職給付に係る負債	1,911
リース債権及びリース投資資産	2,976	役員退職慰労引当金	15
その他資産	6,339	睡眠預金払戻損失引当金	148
有形固定資産	10,991	利息返還損失引当金	5
建物	4,459	再評価に係る繰延税金負債	702
土地	6,089	負ののれん	377
その他の有形固定資産	442	支払承諾	469
無形固定資産	484	負債の部合計	744,970
ソフトウェア	364	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	119	資本金	18,127
繰延税金資産	1,319	資本剰余金	1,228
支払承諾見返	469	利益剰余金	11,901
貸倒引当金	△ 4,408	自己株式	△ 17
		株主資本合計	31,240
		その他有価証券評価差額金	1,106
		土地再評価差額金	674
		退職給付に係る調整累計額	△ 154
		その他の包括利益累計額合計	1,626
		非支配株主持分	191
		純資産の部合計	33,058
資産の部合計	778,029	負債及び純資産の部合計	778,029

第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**17,965**
資金運用収益	**10,142**	
貸出金利息	7,145	
有価証券利息配当金	2,923	
コールローン利息及び買入手形利息	5	
預け金利息	67	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,891**	
その他業務収益	**1,113**	
その他経常収益	**4,817**	
貸倒引当金戻入益	386	
償却債権取立益	366	
その他の経常収益	4,064	
経常費用		**14,626**
資金調達費用	**506**	
預金利息	379	
譲渡性預金利息	42	
借用金利息	28	
社債利息	52	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	**1,056**	
その他業務費用	**1,963**	
営業経費	**8,931**	
その他経常費用	**2,169**	
その他の経常費用	2,169	
経常利益		**3,338**
特別利益		**137**
固定資産処分益	81	
段階取得に係る差益	55	
特別損失		**155**
固定資産処分損	100	
減損損失	55	
税金等調整前当期純利益		**3,319**
法人税、住民税及び事業税	**69**	
法人税等調整額	**568**	
法人税等合計		**638**
当期純利益		**2,681**
非支配株主に帰属する当期純損失		**7**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,688**

第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,228	9,542	△16	28,882
当期変動額					
剰余金の配当			△344		△344
親会社株主に帰属する当期純利益			2,688		2,688
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			15		15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	2,359	△0	2,358
当期末残高	18,127	1,228	11,901	△17	31,240

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差　額　金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,597	652	△81	4,169	116	33,167
当期変動額						
剰余金の配当						△344
親会社株主に帰属する当期純利益						2,688
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,491	21	△73	△2,542	75	△2,467
当期変動額合計	△2,491	21	△73	△2,542	75	△109
当期末残高	1,106	674	△154	1,626	191	33,058

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　福島銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧　野　あ　や　子㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　　博　　雄㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　福島銀行
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧　野　あ　や　子㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　　博　　雄㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社福島銀行　監査役会

常勤監査役　　櫻　井　文　雄 ㊞
常勤監査役　　吉　原　和　子 ㊞
監　査　役　　相　良　勝　利 ㊞
監　査　役　　新　開　文　雄 ㊞

（注）監査役相良勝利及び監査役新開文雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議 案 及 び 参 考 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第150期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに内部留保の状況などを考慮し以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき２円　総額459,581,718円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月24日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　　2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　2,000,000,000円

第２号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役２名を増員し取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	もり　かわ　ひで　はる 森　川　英　治 （昭和30年８月６日生）	昭和54年４月　日本銀行入行 平成10年７月　人事局総務課長 平成11年６月　政策委員会室総務課長 平成13年11月　福島支店長 平成17年３月　検査役 平成19年11月　金融機構局審議役 平成21年５月　検査室長 平成23年５月　日本銀行退職 平成23年５月　当行顧問 平成23年６月　取締役副社長 平成24年４月　取締役社長 （現在に至る）	139,000株
	【選任理由】 日本銀行で培った金融に関する幅広い知見と、当行の取締役として経営全般に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。		
2	く　のう　とし　みつ 久　能　敏　光 （昭和31年９月28日生）	昭和55年４月　当行入行 平成16年４月　法人営業チームリーダー 平成16年７月　営業企画チームリーダー 平成17年４月　個人営業チームリーダー 平成18年３月　福島西支店長 平成20年３月　リスク管理チームリーダー 平成20年10月　経営管理チームリーダー 平成21年７月　営業本部長 平成22年６月　取締役管理本部長 平成23年３月　取締役企画本部長 平成25年６月　常務取締役企画本部長 平成26年６月　常務取締役業務本部長 （現在に至る）	97,000株
	【選任理由】 当行の取締役として営業、企画、与信管理、組織運営に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	さとう あきのり 佐藤 明則 (昭和31年4月19日生)	昭和55年４月　当行入行 平成12年３月　平東支店長 平成13年６月　棚倉支店長 平成14年５月　経営企画部広報課長 平成15年５月　本店営業部法人営業部長 平成17年４月　本店営業部法人渉外部長 平成17年10月　相馬支店長 平成19年７月　二本松支店長 平成21年７月　会津支店長 平成24年６月　平支店長 平成26年６月　執行役員企画本部長 平成27年６月　取締役企画本部長 (現在に至る)	64,000株
	【選任理由】 当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。		
4	たかの としや 高野 俊哉 (昭和33年５月６日生)	昭和56年４月　当行入行 平成14年10月　原町支店長 平成17年４月　法人営業チームリーダー 平成18年３月　債権管理チームリーダー 平成18年６月　須賀川支店長 平成21年７月　証券保険室長 平成22年４月　営業推進室長 平成23年６月　白河支店長 平成24年６月　執行役員郡山営業部長 平成26年６月　執行役員本店営業部長 平成27年６月　取締役営業本部長 (現在に至る)	57,000株
	【選任理由】 当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。		

<table>
<tr><th>候補者
番 号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所 有 す る
当行の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>※
稲 村（いなむら）　修（おさむ）
(昭和31年11月11日生)</td><td>昭和55年４月　当行入行
平成12年３月　矢吹支店長
平成14年９月　東館支店長
平成17年４月　小名浜支店長
平成20年３月　営業支援チームリーダー
平成21年７月　須賀川支店長
平成24年６月　会津支店長
平成27年６月　執行役員本店営業部長
(現在に至る)</td><td>50,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
須賀川支店長、会津支店長、本店営業部長など当行の枢要支店の支店長および執行役員を歴任し、当行の営業推進と営業店運営に精通しており、その幅広い知識と経験を当行の経営に生かしてもらいたいため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>纐纈（こうけつ）　晃（あきら）
(昭和27年４月21日生)</td><td>昭和51年４月　株式会社博報堂入社
平成７年12月　同社営業部長
平成11年12月　同社営業局長代理
平成14年６月　株式会社福島博報堂代表取締役社長
その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長及び取締役並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任
平成24年７月　株式会社東北博報堂顧問
平成25年３月　同社顧問を退任
平成25年４月　国立大学法人山形大学客員教授
平成25年６月　当行取締役
(現在に至る)</td><td>17,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
長年にわたる企業経営経験、また大学教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
7	※ かわ　て　あきら 川　手　晃 (昭和28年９月26日生)	昭和53年４月　自治省入省 平成４年４月　福島県企画調整部次長 平成５年４月　福島県商工労働部長 平成８年４月　福島県総務部長 平成11年４月　福島県副知事 平成18年12月　(財)救急振興財団副理事長 平成24年７月　(財)日本消防協会常務理事 平成25年７月　三井住友信託銀行株式会社顧問 平成27年８月　(財)全国市町村振興協会業務執行理事 (現在に至る)	―株
	【選任理由】 福島県副知事、団体役員として地域情勢、組織運営に優れた知識と経験を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営に生かしていただきたいため。		
8	※ に　へい　ゆ み こ 二　瓶　由美子 (昭和25年８月31日生)	平成７年４月　桜の聖母短期大学非常勤講師 (生活文化論) 平成12年４月　桜の聖母短期大学専任講師 平成16年４月　福島県男女共同参画審議会会長（平成27年２月迄） 平成18年４月　桜の聖母短期大学准教授 平成25年４月　桜の聖母短期大学キャリア教養学科教授（日本国憲法・法学・労働法制と人権・福島学など) 平成25年10月　福島地方労働審議会委員 (現在に至る) 平成28年３月　桜の聖母短期大学退職	―株
	【選任理由】 長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、女性学等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営に生かしていただきたいため。		

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、社外取締役候補者であります。

（1）纐纈晃氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

（2）川手晃及び二瓶由美子の両氏も本総会で選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4. 纐纈晃氏の当行取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

5. 当行は、社外取締役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,500万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、纐纈晃氏との間では責任限定契約を締結しており、本総会で同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、川手晃及び二瓶由美子の両氏につきましても、本総会で選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

6. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

7. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は当行の親会社等でなく、また過去５年間に当行の親会社等であったことはありません。

8. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去５年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。

9. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

10. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 纐纈晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役吉原和子、相良勝利の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	※ よしだ　なおと 吉田　直人 (昭和30年６月８日生)	昭和51年４月　当行入行 平成12年３月　芳賀支店長 平成14年５月　富岡支店長 平成16年５月　須賀川支店長 平成18年６月　会津支店長 平成21年７月　白河支店長 平成23年６月　営業推進室長 平成24年４月　小名浜支店長 平成26年６月　執行役員郡山営業部長 (現在に至る)	71,000株
	【選任理由】 会津支店長、白河支店長、小名浜支店長、郡山営業部長など当行の枢要支店の支店長および執行役員を歴任し、当行の営業推進と営業店運営に精通しており、その幅広い知識と経験を当行の経営監査に生かしてもらいたいため。		
2	※ しみず　しゅうじ 清水　修二 (昭和23年12月13日生)	昭和55年４月　福島大学経済学部助教授 平成３年４月　福島大学経済学部教授（地方財政論担当） 平成14年４月　福島大学経済学部長 平成20年４月　福島大学理事・副学長（学務・地域連携担当） 平成26年３月　福島大学退職、同特任教授、福島大学名誉教授 (現在に至る) 平成24年４月　福島県「公益信託うつくしま基金」運営委員会委員長 (現在に至る)	―株
	【選任理由】 長年にわたり福島大学教授として教鞭を執り、地方財政や地域論等の専門的な知識を有しているほか、福島大学副学長等として組織運営にも優れた知識と経験を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営監査に生かしていただきたいため。		

（注）1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 清水修二氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の候補者であります。
4. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、本総会で同氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 清水修二氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 清水修二氏は当行の親会社等でなく、また過去５年間に当行の親会社等であったことはありません。
7. 清水修二氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去５年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 清水修二氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
9. 清水修二氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 清水修二氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.e-sokai.jp/) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成28年６月22日（水曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合
(1) インターネットにアクセスできること。
(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合
(1)「iモード」「EZweb」[Yahoo!ケータイ］のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZWEBはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以上

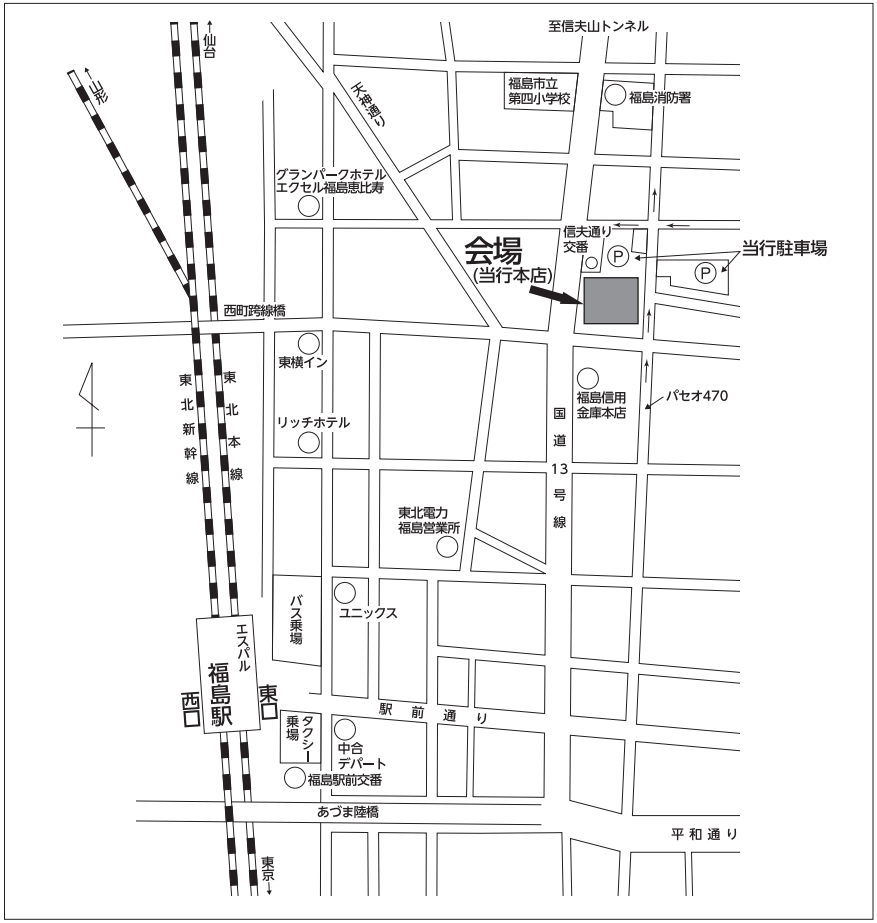
《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人　日本証券代行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル　0120－707－743（フリーダイヤル）
受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

メ　モ

第150回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町２番５号　当行本店　地下大ホール

電話(024)525－2525(代表)



（注）←印は会場付近の一方通行路です。

第150回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「８．業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

株式会社　福島銀行

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり定めております。

なお、当事業年度において、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が、平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月15日開催の取締役会において、「グループ会社管理規程」を制定するとともに「内部統制システムの基本方針」を一部改正いたしました。

○**「内部統制システムの基本方針」**

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、公表する。

(2) 取締役の職務執行の牽制機能として２名以上の社外監査役を置く。

(3) 法令及び定款の遵守を確保するため、コンプライアンス総括部署を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、関連資料とともに保存することを定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。

(2) リスク管理を行う組織として、リスク管理総括部署を設置する。

(3) リスク管理の実態を把握するため、独立性を確保した内部監査担当部署を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、個別業務の決定は各種委員会及び各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。

(2) 取締役は職務の執行権限を可能な限り各部署及び各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、対応する総括部署を明確にする。

(2) コンプライアンス総括部署は、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、その徹底を期すため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。

(3) コンプライアンスに関する報告や相談を行える内部通報の仕組みを設ける。

6. 当行および当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行う。

(2) 当行および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。

(3) 当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。

(4) 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行えるよう、取締役会と監査役を設置する。

(5) 子会社には当行から取締役又は監査役を派遣する。

(6) 子会社にコンプライアンス担当者を配置する。

(7) 子会社は、当行の内部監査の対象とする。

(8) 当行グループ役職員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査担当部署の使用人に監査業務の補助を行うよう依頼することができる。この場合、内部監査担当取締役は原則としてこれに応じるものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い監査役以外からの指揮命令を受けない。

(2) 上記の補助すべき使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

10. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

(1) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

(2) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行監査役に報告する。

11. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

社内通報規程において、報告をした者が当該報告を理由として、不利な取扱いを受けないことを定める。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役の職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、必要に応じ代表取締役社長、監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。

(2) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議する。

(3) 監査役は取締役会、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

○ 当行は、福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範として「福島銀行役職員の行動規範」を定め、月2回開催するコンプライアンス勉強

会のうち1回は「福島銀行役職員の行動規範」を全員で読み合わせることに定め、認識強化に努めております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実および講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。

○　内部通報体制については、社内通報規程を定め、社内通報窓口をコンプライアンス担当部署に、社外通報窓口を顧問弁護士事務所に設置しております。通報事項はコンプライアンス担当役員を経由し社長まで報告する体制になっております。

通報者のプライバシーには十分配慮した対応を行い、通報を行なったことを原因とした人事上のほか、いかなる報復、不利益行為も起こさせない仕組みとしております。

②リスク管理体制

○　当行が定めるリスク管理規程に基づき、統合リスク量を四半期毎に取締役会に報告しております。

○　監査部は、内部監査計画に基づき、当行本支店、本部各部門および関連会社の監査を実施し、監査結果については取締役会へ報告を行っております。

③監査役の監査体制

○　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役社長および他の取締役、監査部、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

○　監査役は、当行および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席し必要な場合は意見を述べております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式については決算期末月１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　３年～15年

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,913百万円であります。
（追加情報）
平成23年３月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えて可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っておりましたが、震災後５年を経過し、集中復興期間も終了することから、従来の引当金に一本化しました。
(2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のと

おりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年４月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年６月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年６月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　592百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は306百万円、延滞債権額は10,037百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,620百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で

自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,265百万円であります。

7．対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券50,441百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金215百万円及び手形交換所担保保証金等３百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,975百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,398百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価及び第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　3,522百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　　15,824百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　　2,996百万円

12．社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,579百万円であります。

14．関係会社に対する金銭債権総額　　1,796百万円

15．関係会社に対する金銭債務総額　　443百万円

16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
　剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
　当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、69百万円であります。

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	24百万円
役務取引等に係る収益総額	7百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	21百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	29百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	262百万円
その他の取引高の総額	
代位弁済額	2百万円

２．減損損失は、55百万円であります。
　減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ２カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産　２カ所	土地	55

　なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年７月３日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

3．関連当事者との間の取引

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社福島カードサービス	福島県福島市	105	信用保証業クレジットカード業	56.4〔38.1〕(注)1	2人	当行各種ローンの保証	保証	7,791	—	—
								保証料(注)2	4	未払費用	0
								保証履行に伴う代位弁済	2	—	—

(注) 1 「議決権等の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意している者」による所有割合であります。

2 株式会社福島カードサービスより当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当事業年度における債務者の支払額は10百万円、当行の支払額は４百万円となっております。

なお、取引条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員の近親者	阿部三郎(注)1	—	—	会社役員	0.01	—	—	融資取引(注)2	8	貸出金	94
								利息の受取	1	未収収益	0
役員の近親者	阿部典生(注)1	—	—	会社役員	—	—	—	融資取引(注)2	7	貸出金	196
								利息の受取	3	未収収益	0

(注) 1 当行の取締役佐藤明則の近親者であります。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	199	10	—	209	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 10千株

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,505	1,830	324
	社債	—	—	—
	その他	499	595	95
	外国証券	499	595	95
	小　計	2,005	2,426	420
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	2,579	2,482	△97
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小　計	2,579	2,482	△97
合　　計		4,585	4,908	323

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	567
関連法人等株式	—
合　　計	567

4．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,395	3,781	613
	債券	106,573	105,533	1,039
	国債	54,414	54,068	345
	地方債	5,282	5,163	119
	社債	46,876	46,301	574
	その他	19,640	18,987	652
	外国証券	4,042	3,812	230
	投資信託	15,597	15,175	422
	小　計	130,609	128,303	2,305
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	395	465	△70
	債券	348	350	△1
	国債	—	—	—
	地方債	143	143	—
	社債	205	206	△1
	その他	25,207	25,941	△733
	外国証券	786	800	△13
	投資信託	24,420	25,141	△720
	小　計	25,951	26,757	△806
合　計		156,561	155,061	1,499

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	371
その他	109
合　　計	481

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
その他	185	200	14
外国証券	185	200	14
合　計	185	200	14

売却理由は、早期償還条項に基づく期限前償還によるものです。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,966	1,449	9
債券	30,237	997	—
国債	26,827	788	—
社債	3,409	208	—
その他	6,256	312	203
投資信託	6,256	312	203
合　計	40,460	2,758	212

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％から50％程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,127	―

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,744百万円
退職給付引当金	498百万円
減価償却費	151百万円
有価証券評価損	256百万円
繰越欠損金	505百万円
その他	432百万円
繰延税金資産小計	8,588百万円
評価性引当額	△6,953百万円
繰延税金資産合計	1,635百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	393百万円
繰延税金負債合計	393百万円
繰延税金資産の純額	1,241百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.7％から、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.3％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.1％となります。この税率変更により、繰延税金資産は61百万円減少し、その他有価証券評価差額金は20百万円増加し、法人税等調整額は82百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は37百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	138円47銭
１株当たりの当期純利益金額	10円20銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　　４社
会社名
株式会社ふくぎんリース
株式会社福島カードサービス
株式会社東北バンキングシステムズ
福活ファンド投資事業有限責任組合
(連結の範囲の変更)
持分法適用関連会社であった株式会社東北バンキングシステムズは、平成27年６月29日付で自己株式を取得した結果、当行の議決権比率が過半数を超えたため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
福活ファンド投資事業有限責任組合は、新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
12月末日　　１社
３月末日　　３社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

(4) 負ののれんの償却に関する事項
負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式については連結決算期末月１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、

「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,913百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えて可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っておりましたが、震災後５年を経過し、集中復興期間も終了することから、従来の引当金に一本化しました。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年４月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年６月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年６月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しており

ます。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

（貸主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）はありません。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は306百万円、延滞債権額は10,053百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった

貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,637百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,265百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

リース投資資産	404百万円

担保資産に対応する債務

借用金	285百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券50,441百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、保証金敷金215百万円及び手形交換所担保保証金等３百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,305百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが35,727百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価及び第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　3,522百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　　15,911百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　　2,996百万円

12．社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。

13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,579百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却197百万円、株式等売却損212百万円を含んでおります。

2．減損損失は、55百万円であります。

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ２カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 （百万円）
福島県内	事業用資産　２カ所	土地	55

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年７月３日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	―	―	230,000	
自己株式					
普通株式	199	10	―	209	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加　　10千株

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月23日定時株主総会	普通株式	344百万円	1円50銭	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　　459百万円
② 1株当たり配当額　　2円00銭
③ 基準日　　平成28年3月31日
④ 効力発生日　　平成28年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行並びに連結される子会社及び子法人等の主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達のほか、社債等による資金調達を行っております。調達した資金は、調達同様に福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理(以下、「ＡＬＭ」という。)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

そのほか、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

ⅰ）金利リスクの管理

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、ＡＬＭによって金利の変動による影響を管理しております。ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ＡＬＭ会議では経営企画部が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ⅱ）価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ＡＬＭ会議では経営企画部が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

ⅲ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスクに関する定量的分析

を行っており、市場リスクの内部管理にＶａＲを利用しております。

ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（観測期間１年、信頼区間99％）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なり、「貸出金」及び「預金」は120日、また、「有価証券」のうち、満期保有目的の債券、政策投資株式は120日、売買目的有価証券は10日、その他有価証券は60日にて算定しております。

当期の連結決算日における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,171百万円であります。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行ではモデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
(1) 現金預け金	89,867	89,867	―
(2) コールローン及び買入手形	10,000	10,000	―
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,585	4,908	323
その他有価証券	156,562	156,562	―
(4) 貸出金	494,876		
貸倒引当金（*）	△4,314		
	490,561	495,555	4,993
資産計	751,576	756,894	5,317
(1) 預金	671,922	672,115	192
(2) 譲渡性預金	40,206	40,206	―
(3) 借用金	23,325	23,326	1
負債計	735,453	735,647	193

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
①　非上場株式（＊１）（＊２）	374
②　組合出資金（＊３）	84
合　　計	459

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(＊２) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(＊３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注３) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内(百万円)	１年超３年以内(百万円)	３年超５年以内(百万円)	５年超７年以内(百万円)	７年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
預け金	80,961	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	10,000	—	—	—	—	—
有価証券（＊１）						
満期保有目的の債券	277	1,522	780	500	—	1,500
その他有価証券のうち満期があるもの	30,759	35,358	34,385	5,262	4,641	—
貸出金（＊２）	98,647	72,316	81,294	47,526	85,054	99,677
合　　計	220,646	109,197	116,459	53,288	89,695	101,177

(＊１) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(＊２) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない10,360百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ５年以内 (百万円)	５年超 ７年以内 (百万円)	７年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(＊)	604,028	50,029	17,864	―	―	―
譲渡性預金	40,206	―	―	―	―	―
借用金	22,830	305	190	―	―	―
合　　計	667,065	50,334	18,054	―	―	―

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

２．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,505	1,830	324
	社債	―	―	―
	その他	499	595	95
	外国証券	499	595	95
	小　計	2,005	2,426	420
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	社債	2,579	2,482	△97
	その他	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	小　計	2,579	2,482	△97
合　計		4,585	4,908	323

3．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,395	3,782	613
	債券	106,573	105,533	1,039
	国債	54,414	54,068	345
	地方債	5,282	5,163	119
	社債	46,876	46,301	574
	その他	19,640	18,987	652
	外国証券	4,042	3,812	230
	投資信託	15,597	15,175	422
	小　計	130,609	128,303	2,306
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	396	467	△70
	債券	348	350	△1
	国債	—	—	—
	地方債	143	143	—
	社債	205	206	△1
	その他	25,207	25,941	△733
	外国証券	786	800	△13
	投資信託	24,420	25,141	△720
	小　計	25,953	26,759	△806
合　計		156,562	155,062	1,499

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
その他	185	200	14
外国証券	185	200	14
合　計	185	200	14

売却理由は、早期償還条項に基づく期限前償還によるものです。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,966	1,449	9
債券	30,237	997	―
国債	26,827	788	―
地方債	―	―	―
社債	3,409	208	―
その他	6,256	312	203
投資信託	6,256	312	203
合　計	40,460	2,758	212

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％から50％程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成28年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,127	―

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.7％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.3％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.1％となります。この税率変更により、繰延税金資産は61百万円減少し、その他有価証券評価差額金は20百万円増加し、法人税等調整額は82百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は37百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額　143円03銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　11円69銭